

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

基本事項

1. 本運用表の適用は、建築工事の新営、増築、改修の一般的な工事とし、修繕や点検保守などについては対象としないものとする。また、本運用表を解体のみの工事に摘要する場合は、内容を大幅に変える必要があるため、評価を行う際は適宜運用するものとする。
2. 別記様式第1「工事成績採点表」(建築等)のa～e評価を行うために使用するものとする。
3. 原則として記載された各評価項目を使用することとするが、各機関の工事内容等により、該当しないものは削除しても良いものとする。
4. 各評価項目の文面は、各機関の実状に合わせて変更しても良いものとする。ただし、評価内容は変更しないものとする。
5. 本運用表の各評価対象項目に「レ点」を付すことができるのは、当該評価対象項目に関して、受注者が自主的に実地している場合とし、監督員の指導や助言を過度に必要とした場合は、「レ点」を付さないものとする。
6. 主任監督員の評価項目のうち「「施工プロセス」チェック」は、工事規模、工期等により、採用しなくても良いものとする。